

告 示

埼玉県告示第千四百八十二号

測量計画機関である川口市上下水道局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において適用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川口市上下水道局

二 作業種類

公共測量（二級基準点復旧一点）

三 作業地域

埼玉県川口市江戸一丁目地区

四 作業期間

令和三年二月一日から令和三年三月三十一日まで